

暮らし

ID 1032435
都市計画の案を自由に見ることが出来ます

■都市計画の案 宇都宮都市計画生産緑地地区の変更。

▼期間 10月2～16日（土・日曜日、祝休日を除く）。

▼場所 都市計画課（市役所1階）。
 ■その他 この案に意見がある人は、縦覧期間中、直接または郵送で、〒320-8540 市役所都市計画課へ。市長宛てに意見書を提出すること

NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）のまちづくりに関するオープンハウスを開催

ID 1030264

問NCC推進課 ☎（632）2039

本市では、中心部や身近な地域の拠点づくりと、LRT・バス・地域内交通などの公共交通の取り組みが一体となった、NCCのまちづくりを進めています。

NCCのまちづくりについて理解を深めていただくため、パネル展示や映像などを自由に見学したり、職員と意見交換を行ったりすることができるオープンハウスを開催します。

▼時間 午前10時～午後3時。

▼期間・会場 下の表の通り。

期間	会場
11月1・2・4日	豊郷区（岩曾町）
11月9～11日	篠井区（下小池町）
11月16～18日	姿川区（西川田町）
11月22・24・25日	雀宮区（新富町）
11月30日～12月2日	上河内区（中里町）
12月14～16日	河内区（中岡本町）

プレミヤMONTH
 （プレイスメイキング）を実施

ID 1027134

問NCC推進課 ☎（632）2108

まちなかを居心地の良い場所に変えていく「プレイスメイキング」の取り組みの一環で、社会実験を実施します。散歩や買い物の休憩、飲食・歓談などに、ぜひご利用ください。

■まちかど広場（中央1丁目）

▼期間 10月5～22日、午前10時～午後5時。

■中央児童公園（中央1丁目）

▼日時 10月21日（土）午前9時～午後6時。

■内容 休憩やワークショップのスペース、オリジナルファーニチャーの設置など。

■その他 日程は変更する場合があります。



▲まちかど広場



▲中央児童公園

問都市計画課 ☎（632）2642
歩きたばこはやめましょう

本市では、歩きたばこによるやけどや衣服・かばんが焦がされることなどの危険を防止するため、「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」を制定しています。次のルールを守りましょう。

- ▼歩きたばこをしない。
- ▼灰皿のある場所か、携帯灰皿を使用して喫煙する。

▼たばこの火を適正に管理して、周りの人の安全を確保する。

▼路上喫煙等禁止区域内では、たばこを吸う行為、火が付いたたばこを持つ行為は禁止（ただし、JR宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキとJR宇都宮駅東口東西自由通路下南側の指定喫煙所を除く）。違反者には罰則（2000円の過料）が科されます。

なお、加熱式たばこは過料徴収の対象とはなりません。喫煙所で使用してください。

禁止区域内では、下のデザインを路面に標



問生活安心課 ☎（632）2866
バンバ出張所・パスポートセンターの業務を休止します

システム点検のため、バンバとパスポートセンター（馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階）のほとんどの業務を休止します。

▼期日 10月14日（土）。

▼その他 詳しくは、バンバ ☎（616）1542、パスポートセンター ☎（616）1544へ。

暮らし

ID 1021308
事業者に対する迷惑行為を行わないように気を付けましょう

一部の消費者による事業者への暴言や長時間の居座りなどの迷惑行為が、社会問題となつています。迷惑行為は健全な消費生活の妨げになるだけでなく、犯罪になる場合があります。

意見が相手に伝わるよう、次のポイントを参考にしてください。

■意見を伝える際のポイント
 ▼ひと呼吸、置く。

▼言いたいこと、要求したいことを「明確に」し、「理由」を丁寧に伝える。

▼事業者の説明も聞く。

問 市消費生活センター ☎ (616) 1561

ID 1003537
印鑑登録証の引き換えはお済みですか

旧印鑑登録証（カード）をお持ちの人は、印鑑登録証明書を取る前に新しいカードへの引き換えが必要です。お早めにお手続きください。

▼引き換えが必要なカード 白と

青刷りの印鑑登録証、旧上河内町・河内町の印鑑登録証と町民カード。

▼手数料 無料。

▼手続き方法 引き換えるカード・本人確認書類（運転免許証など）を持参し、直接、市民課（市役所1階）、各區・區へ。

▼その他 代理人が手続きする場合、代理人選任届と代理人の本人確認書類をお持ちください。カード・印鑑を紛失の場合は、改めて印鑑登録が必要です。

問 市民課 ☎ (632) 2271

**まちづくりセンター
 オフィス入居団体募集**

▼期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日。毎年度更新が必要。最長で3年間使用可。

▼内容 NPO法人などの活動拠点として、事務用スペースを貸し出し。

▼対象 5人以上で構成され、規約または会則があるボランティア団体やNPO法人などの非営利活動団体。

▼募集数 3団体3区画。

▼設備 事務机、椅子、書庫1台、電気コンセント（15A以内）、電話・インターネット回線（契約、利用料金、電話機などの機器は各団体

市役所に出す申請書が、オンラインで！



宇都宮市電子申請共通システム



どこでも申請
 できます！

デジタル政策課
 主事 佐藤 一天

ID 1028655

このコーナーでは、本市が提供する、日々の生活で使える便利なデジタルサービスをご紹介します。あなたの生活を快適にする、思わぬ出会いがあるかもしれません。

この機会に、これまで使ってこなかったサービスに触れてみてはいかがでしょうか？

問 デジタル政策課 ☎ (632) 2786

1

例えば、こんな手続きがスマホで！

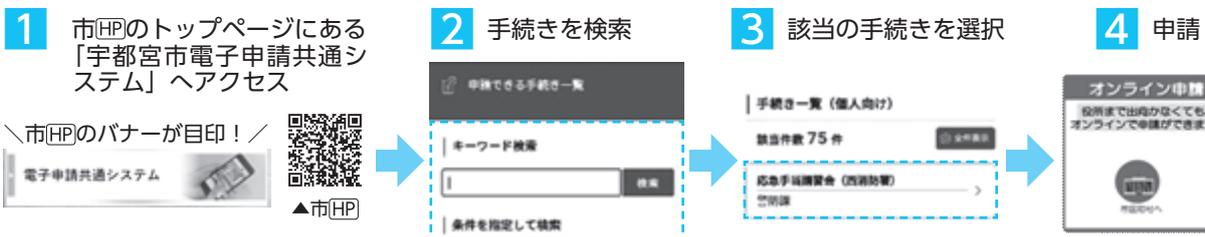
窓口や郵送などで行っていた各種申請手続きなどを、時間や場所を問わずにオンラインで行うことができます。

- 例 ▼ 個人市民税・県民税の申告。 ▼ とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付申請。
- ▼ 第21回宇都宮市まちなみ景観賞応募。 ▼ 令和6年二十歳を祝う成人のつどい案内状発行申請など。

※その他、児童手当に係る手続きなど、マイナポータルで申請する手続きのご案内もあります。

2

使い方



負担)。各スペースは高さ約1.6mのついでで仕切り。

▼費用 月額3130円(使用料)。

▼審査 書類審査、ヒアリング。

▼申込期限 11月30日。

▼申込方法 直接、まちづくりセンター「まちぴあ」(元今泉5丁目)

☎(661) 2778へ。

東谷Ⅱ調査区の登記が完了しました

平成28年度に地籍調査を行った、東谷Ⅱ調査区(東谷町の一部)の土地について、法務局での登記が完了しました。

道路管理課(市役所8階)で、地籍図や地積測量図(一筆地座標

面積計算書)の閲覧や複写ができます。

▼費用 地籍図の写し11枚300円、地積測量図の写し11筆300円。

☎道路管理課(632) 2238

郵便局などで

マイナンバーカードの申請サポートを実施



初めてマイナンバーカードを申請する人を対象に、申請書の記入補助や申請

に必要な顔写真の無料撮影などを行う申請サポートを実施しています。

郵便局での申請サポート

▼日時 月々金曜日(祝休日を除く)、午前9時～午後4時。

▼会場 市内63カ所の郵便局。

▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

☎1032691 ▲市HP

▼地区市民センターでの申請サポート

▼日時・会場 10月18～20日11時(石原区(下平出町)、10月23～25日11時(清原区(清原工業団地))。午前9時～午後5時。

▼その他 大型商業施設などでも実施しています。詳しくは、市☎をご覧ください。

☎市民課(632) 5266 ▲市HP

コンビニ交付サービスをご利用ください

☎1012038

☎市民課(632) 2265
☎税制課(632) 2187

全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で、マイナンバーカードを使用して、住民票の写しなどの証明書が取得できます。ぜひご利用ください。

■コンビニ交付サービス

▼利用時間 午前6時30分～午後11時。

▼取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票(戸籍謄本・抄本、戸籍の附票は本籍地が市外の場合、事前申請が必要)、所得証明書、課税証明書。

■行政キオスク端末(市役所1階南玄関)

▼利用時間 午前8時30分～午後7時(土・日曜日、祝休日を除く)。

▼取得できる証明書 住民票の写しなど。

■対象 利用者証明用電子証明書(4桁の暗証番号)が記録されたマイナンバーカードを持っている人。行政キオスク端末の場合は、住民登録が市内の人のみ。戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の取得は、住民登録と本籍地がともに市内の人のみ。

■手数料 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票、所得証明書、課税証明書=200円。戸籍謄本・抄本=350円。

■その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

10月は正しい犬の飼い方強調月間 各種イベントを開催

1 犬の正しい飼い方・接し方教室

▼日時 10月28日(土)。パピークラス11時～12時、成犬クラス11時15分～午後0時15分。

▼内容 ドッグトレーナーによる犬のしつけの基本を学ぶ教室。

▼対象 市内在住の犬の飼い主と飼いたい犬。これから飼う予定の人の受講も可。

2 犬のお散歩レッスン

▼日時 10月27日(金)午前10時～11時。

▼内容 引っ張りくせを軽減するための実践教室。

▼対象 市内在住の犬の飼い主と飼いたい犬。過去に保健所の飼い方教室を受講した人を優先。

■会場 市動物愛護センター「宮わんにゃんパーク」(竹林町)。

■定員 各先着5組。

■申込開始 10月2日午前9時。

■申込方法 電話で、生活衛生課☎(626) 1108へ。

■その他 宮わんにゃんパーク公式インスタグラムに譲渡動物などの情報を掲載しています。



▲宮わんにゃんパーク公式インスタグラム

野生のキノコの 採取・販売に注意

▼採取に注意しましょう 毎年夏から秋にかけて、毒キノコによる食中毒が起きています。食用として確実な判断ができないものは、安易に食べたり、人にあげたりしないでください。

▼販売に注意しましょう 野生のキノコは、放射性物質の影響で、現在も市町ごとに出荷が制限されている場合があります。出荷制限となっている区域内で採取されたものは出荷ができません。

なお、出荷制限区域以外から採取されたものでも、出荷前に県のモニタリング検査（無料）で安全を確認する必要があります。

また、販売の際は「品目名」の他、「産地（市町名）」と「野生」の表示をしてください。

出荷制限区域、品目、モニタリング検査状況について、詳しくは、[県HP URL1](https://www.pref.tochigi.jp/kinkyu/d07/yasei-seigen-jishuku.html)をご覧ください。



▲県HP

問 県東環境森林事務所 ☎ 0285(81)9004、農林生産流通課 ☎ (632)2457

特殊詐欺にご注意ください

1014766 1018845

特殊詐欺には巧妙な手口が多く存在します。その手口と特徴を知り、用心してください。不審に感じた時は慌てて行動せず、身近な人や市消費生活センターなどに相談しましょう。

問 市消費生活センター ☎ (616) 1561

■特殊詐欺被害の事例

▼キャッシュカード詐欺盗 警察官を名乗る者から「口座から不正に現金が引き出されている」「警察官が確認に行く」と電話があった。その後、警察官を装った者が自宅を訪れ、キャッシュカードをすり替えて盗み取られた。

▼還付金詐欺 市役所職員や銀行員を名乗る者から「保険料の払い戻し金がある」「手続きでATMに行ってください」と電話があった。その後、相手の指示に従ってATMを操作し、現金をだまし取られた。



▼オレオレ詐欺 息子を名乗る者から「財布をなくした。会社のお金を支払わなくてはならない」などと電話があった。その後、息子の代理を装った男に現金をだまし取られた。



■特殊詐欺撃退機能付き電話機が有効です

特殊詐欺の被害者は高齢者が多く、被害の約9割は固定電話がきっかけです（令和4年栃木県警察調べ）。特殊詐欺撃退機能付き電話機を使用し、被害を防ぎましょう。

▼特殊詐欺撃退機能付き電話機とは

電話に出る前に自動で「通話を録音する」と相手に警告し、通話を自動で録音する機能などがある電話機。



特殊詐欺撃退機能付き電話機を 取り付けた後、

特殊詐欺などの被害にあった人は **0!**
（市特殊詐欺撃退機器利用者アンケート・令和5年8月末時点）

■特殊詐欺撃退機能付き電話機の購入費を一部補助

▼対象 市内在住の65歳以上で、次のいずれかに当てはまる世帯。①65歳以上の人のみ②家族と同居しているが、65歳以上の人のみとなる時間帯がある。

▼補助額 購入費用（取り付け費用を含む）の4分の3（最大1万円）。

▼その他 申請状況によって、年度内の受け付けを終了する場合があります。また、補助を受けるにはいくつかの条件があります。詳しくは、市消費生活センターへ。

■不安に感じたら市消費生活センターへ

通信事業者を装った料金未納に関する通知など、心当たりのないメール・SMSも詐欺の可能性が高いため、記載されたURLなどには安易にアクセスしないようにしましょう。不安に感じたら、市消費生活センター ☎ (616) 1547（相談専用）へご相談ください。

ID 1002613

10月1日は浄化槽の日 維持管理を行いましょ

▼浄化槽は小さな下水処理場。浄化槽は下水道と同じように、微生物の働きで生活排水を浄化します。保守点検・清掃・法定検査の3つの維持を行わないと、本来の機能が発揮されません。

▼設置費補助制度 公共下水道が整備されていない地域にお住まいで、トイレ・風呂・台所などの生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽を新たに設置する場合、設置費の補助制度があります。「くみ取りトイレ」や「単独処理浄化

補助制度を利用して借りて・買って・手入れて、お得に住もう

☎住宅政策課 ☎(632) 2735

▼制度名・補助額など 下の表の通り。

制度名	補助額	申請期限
ようこそ宇都宮へフレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金 ID 1015797	市内転居者＝最大6万円、市外転入者＝最大12万円。子ども1人に付き1万円加算	転居日から3カ月以上6カ月以内
ようこそ宇都宮へマイホーム取得支援事業補助金 ID 1015795	市内転居者＝最大50万円、市外転入者＝最大85万円。子ども1人に付き5万円加算	住宅取得日から6カ月以内
宇都宮市住宅改修補助金 ID 1005658	住宅改修工事費の10% (最大10万円)	令和6年2月末日まで

▼その他 補助を受けるには要件があります。要件や申請方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。住宅政策課へ。

暮らし・住まい
環境・安全

住まい

市営住宅の入居者 10月の募集

▼受付日時 10月2、6日、午前8時30分～午後6時。

槽（トイレのみ処理）を使用している場合は、風呂や台所の排水が未処理で河川などへ放流されるため、環境を悪化させてしまいます。補助制度を利用し、合併処理浄化槽の設置替えしましょう。申込方法や対象地区、補助の条件など、詳しくは、水質管理課 ☎(633) 2001へ。

▼受付会場 宇都宮市営住宅管理センター（中央1丁目・東急コミュニティ）。

▼抽選会 10月11日（水）。

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、住宅政策課（市役所9階）、各区・団などに置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。

☎宇都宮市営住宅管理センター ☎(678) 8861、住宅政策課 ☎(632) 2553

マンション 管理フォーラム・ 無料相談会を開催



▼日時 10月14日（土）午後1時30分～4時。
▼会場 市文化会館（明保野町）。

▼内容 マンション管理に関心と問題意識を持つマンション管理組合役員などによる、意見交換を兼ねた交流会や、マンション管理士による個別相談。

▼申込方法 当日、直接、会場へ。
☎県マンション管理士会 ☎090（6791）9905、住宅政策課 ☎

(632) 2552

ID 1005685 10月は土地月間です 適正な土地取引・ 土地利用をしましょう

■大規模な土地取引には届け出が必要ですが、一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届け出が必要です。

▼届け出の必要な面積 市街化区域≧2000㎡以上、市街化調整区域≧5000㎡以上。ただし、個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が前記の面積以上となる場合（一団の土地）には、個々の契約ごとに届け出が必要です。
▼届け出の必要な取引 売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金などの一時金を伴う地上権、賃借権の設定など。
▼届出者 権利取得者（土地売買の場合は買主）。

▼届出期限 契約日から2週間以内（契約日を含む）。

▼届出書類 土地売買等届出書。

▼その他 詳しくは、市HPをご覧ください。

☎都市計画課 ☎(632) 2567



▲市HP